

(3) 円滑な移行

- ア 手数料引下げに当たっては、秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部改正が必要であり、既存のごみ袋の流通や市民が購入する際に混乱が生じないように、条例公布から施行まで3か月程度の移行期間の設定を検討する。
- イ 公布日以降、市民に対する手数料引下げの周知を行う。
- ウ 施行日以降、市民が小売店で会計処理する際、家庭ごみ処理手数料が引下げ後の額となるよう小売事業者を対象とした説明会等を開催した上で手数料収納事務委託業務の変更を行う。
- エ 円滑な移行のため、手数料の変更に伴う事業者等の掛かり増しとなる経費について、令和8年度当初予算に計上する予定。

(4) 家庭ごみ処理手数料相当額の使途

- ア 家庭ごみ処理手数料相当額は、手数料引下げにより縮小するものの、施設整備の財源を確保するため、一般廃棄物処理施設整備基金への積立て割合は変更せず、相当額を活用して実施する施策については家庭ごみ減量に資する事業への重点化を図る。
- イ 一般廃棄物処理施設整備基金については、新ごみ処理施設整備事業の最終年度まで残高を維持し、計画的に充当することで整備事業が本格化する各年度の一般財源への影響の低減を図る。
- ウ 相当額を充当しない場合であっても、真に必要な事業については、別途財源を確保した上で実施する。

家庭ごみ処理手数料相当額の使途

(単位：千円)

	令和8年度 (見込)	令和7年度 予算
家庭ごみ処理手数料相当額…………… A + B	約233,000	466,278
一般廃棄物処理施設整備基金積立金… A	約116,500	233,139
活用施策充当額…………… B = ① + ②	約116,500	233,139
家庭ごみ減量等対策事業…………… ①	約108,500	111,054
その他の環境対策事業 …………… ②	約8,000	122,085

※ 令和8年7月施行とする場合の見込額

3 スケジュール (案)

- 令和8年1月 建設委員会 (閉会中審査) において具体案を説明
- 2月 定例会において改正条例案および関連事業を含む当初予算案を提案
- 3月 改正条例案および予算案の審議
- 4月 市民への周知、事業者への説明会の開催、移行業務の開始
- 7月 手数料引下げの実施 (改正条例施行)